

ショートステイ鶴寿園重要事項説明書

(併設型指定介護予防短期入所生活介護／併設型指定短期入所生活介護)
(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護／ユニット型指定短期入所生活介護)

当事業所は利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次のとおり説明します。

当事業所への入所は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 施設運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 野田みどり会
(2) 法人所在地 千葉県野田市鶴奉 270 番地の 5
(3) 連絡先 電話 04-7121-2131 F A X 04-7121-2133
(4) 代表者名 理事長 遠山 康雄
(5) 定款に定める事業 ①特別養護老人ホームの経営
②複合老人ホーム野田市楽寿園（養護老人ホーム・特別養護老人ホーム）の受託経営
③老人デイサービス事業の経営
④野田市岩木小学校老人デイサービスセンターの受託経営
⑤老人短期入所事業の経営 ⑥老人居宅介護等事業の経営
⑦障がい者福祉サービス事業の経営 ⑧相談支援事業の経営
(6) 施設・拠点等
- | | | | |
|-----------|-----|----------|-----|
| 特別養護老人ホーム | 3ヶ所 | 共同生活援助 | 1ヶ所 |
| 短期入所生活介護 | 2ヶ所 | 短期入所 | 2ヶ所 |
| 通所介護 | 2ヶ所 | 一時支援 | 2ヶ所 |
| 訪問介護 | 1ヶ所 | 相談支援 | 1ヶ所 |
| 居宅介護支援 | 1ヶ所 | 就労継続支援 B | 1ヶ所 |
| 養護老人ホーム | 1ヶ所 | 生活介護 | 2ヶ所 |
| 地域包括支援 | 1ヶ所 | | |

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の概要 ショートステイ鶴寿園（従来型） 千葉県野田市鶴奉 270 番地の 5
指定短期入所生活介護(千葉県指定第 1271300129 号)
ショートステイ鶴寿園（ユニット型） 千葉県野田市鶴奉 280 番地
ユニット型指定短期入所生活介護(千葉県指定第 1271301879 号)
(2) 連絡先 電話 04-7124-4613 F A X 04-7121-2133
(3) 管理者名 施設長
(4) 開設年月日 平成 28 年 4 月 1 日（名称変更後の開始年月日）
(5) 当事業所の運営方針

介護保険制度に基づく「指定短期入所生活介護事業所運営規程」を遵守し、かつ社会福祉法人野田みどり会の理念に基づき、「私が暮らしたい、利用したい施設を目指します。」を基本理念に、次のことを基本として事業を運営していく方針です。

- ①入居者様を人生の先輩としてリスペクトします。
 - ②生活の歴史を大切にします。
 - ③施設生活の中で、介護ではなく支援します。
 - ④今を大切に余暇活動の提供をします。
 - ⑤家族・地域・ボランティアとの関わりを大切にします。
- 上記 5 点を実現するために全職員が自己研磨します。

3. 居室等の概要

(1) 従来型

従来型事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

利用される居室は、4 人部屋または 2 人部屋になります。特別養護老人ホームに併設しておりますので、各種設備は共用設備としてご利用いただきます。

	定員	16 人	静養室	1 室
居室	2 人部屋	2 室 (1 室 25.2 m ² 多床室)	医務室	1 室
	4 人部屋	3 室 (1 室 46.0 m ² 多床室)	食堂	1 室
浴室	一般浴と特殊浴槽があります		談話室 (テイルム)	1 室
脱衣室	1 室		相談室	1 室

(2) ユニット型

ユニット型事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

利用される居室は個室となります。10名で1つのユニット（小規模共同生活）を構成し、そのユニット内に共同生活室や浴室などの共用設備をご利用いただけます。

定員	10人	共同生活室	1室
居室（個室）	10室	医務室	1室
浴室	一般浴と特殊浴槽があります	理容室	1室
脱衣室	1室	相談室	1室

※居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として以下の職員を配置しています。

職種	配置人数	職務内容
施設長(管理者)	1人	責任者として施設を管理します。 併設する特別養護老人ホームと兼務になります。
医師	1人以上	利用者の健康管理や療養上の指導を行います。 併設する特別養護老人ホームと兼務になります。
看護職員	2人以上	利用者の健康管理や療養上のお世話をを行います。
生活相談員	1人以上	利用者の日常生活上の相談や生活支援を行います。
介護職員（従来型）	6人以上	利用者の日常生活のお世話をいたします。
介護職員（ユニット型）	4人以上	利用者の日常生活のお世話をいたします。
管理栄養士	1人以上	利用者を栄養面から健康管理します。 併設する特別養護老人ホームと兼務になります。
機能訓練指導員	1人以上	利用者の日常生活に必要な機能訓練を行います。 看護職員が兼務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、「利用料金が介護保険から給付される場合」と「利用料金の全額を利用者にご負担していただく場合」があります。

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間) 朝食：7:30～8:30 昼食：11:30～12:30 夕食：17:30～18:30

②入浴

- ・1週間に2回以上適切な方法により入浴を行い、やむを得ない場合は清拭を行うことをもって入浴にかえることとします。
- ・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。
- ・異性（介護職員及び看護職員を除く）から見られることがないように配慮します。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑦その他の支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・褥瘡（床ずれ）防止のため、適切な介護を行います。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金〉

別紙『サービス利用基本料金表』に基づき、利用者の要介護度等に応じたサービス利用料金（各種体制加算を加えた）から、介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食事（自己負担額）及び居住費（自己負担額）、その他実費となるものの合計金額をお支払い頂きます。

〈利用料金の取扱について〉

- ①利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ②介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせ、利用者の負担額を変更します。
- ③居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けておられ、事業所に認定証の提示があった場合には、提示のあった月より認定証に記載している負担限度額とします。

（２）介護保険給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

	内容	料金
理美容代	出張理美容訪問日にご利用いただけます。	実費
各種行事参加費	利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動、季節の行事等に参加していただくことができます。	実費

（３）支払い方法

- ①当月の請求書を翌月中旬までに通知し、翌月20日に「銀行等指定口座からの引落とし」の方法でお振替させていただきます。但し、振替日が祝祭日に当たる際は、翌営業日にお振替させていただきます。確認後、領収書を発行いたします。
- ②お支払い方法について「銀行振込」・「現金支払」等をご希望の方はご契約の際にご相談ください。

6. 事業所の利用を終了していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では、以下のような事由が発生した場合は利用を終了していただくことになります。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から利用終了の申し出があった場合
- ⑦事業者から契約解除の申し出を行った場合

（１）利用者からの利用終了の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から当事業所へ利用終了を申し出ることができます。その場合には、利用終了を希望する7日までに文書にてお知らせください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所の利用を終了することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出による利用終了の場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当事業所の利用を終了していただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

7. 苦情の受付について

- ①当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。
苦情担当窓口 担当者：生活相談員 電話：04-7124-4613
苦情解決責任者 担当者：施設長 電話：04-7124-4613
- ②当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。
市町村名：野田市 担当：高齢者支援課 電話：04-7125-1111

8. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに利用者又は身元引受人（代理人）の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適切な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。但し、利用者に緊急な医療上の必要性等がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう適切な対策を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、事故が発生又は再発することを防止するため、適切な対策を講じます。

9. 事業所利用にあたっての留意事項

- (1) 面会について
 - ・面会時間は原則として午前8時30分から午後5時30分までとします。なお、面会者名簿が設置されている場合はご記入いただき、自動手指消毒器による殺菌を励行していただきます。
 - ・食べ物の差し入れについては、利用者の健康管理や食中毒予防等の為必要最低限のものとし、特に生物の持ち込みはご遠慮ください。
- (2) 外出
 - ・事業所制定の「外出・外泊届」のご提出をお願いします。
- (3) 飲酒・喫煙
 - ・原則禁酒です。喫煙は所定の場所に限定し、火の元・喫煙室については、事業所側で管理いたします。
- (4) 設備・器具の利用
 - ・出来る限り自由に利用できるように工夫しています。
- (5) 金銭・貴重品の管理
 - ・原則として、事業所側での管理はいたしません。
- (6) 所持品の持ち込み
 - ・衣類を中心にお預かりいたしますが、お名前の記入をお願いします。
- (7) 事業所外での受診
 - ・利用者又は家族の都合による場合には、事前にご連絡のうえ、家族の同伴をお願いいたします。
- (8) 宗教活動
 - ・事業所内の布教活動はご遠慮ください。
- (9) ペット
 - ・禁止しています。

10. 非常災害対策について

- (1) 非常時の対応
 - ・防災計画書、消防計画書により対応いたします。
- (2) 防災設備
 - ・火災報知機、火災通報装置、スプリンクラー、消火栓、消火器
- (3) 防災訓練
 - ・夜間想定避難訓練を含め、年3回の防災訓練を実施します。
- (4) 防火責任者
 - ・施設長

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 千葉県野田市鶴奉 270 番地の 5
名称 社会福祉法人 野田みどり会
ショートステイ鶴寿園

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所
氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所
(代理人) 氏 名 _____ 印